

役員報酬及び費用に関する規程

平成23年5月26日制定

(目的)

第1条 この規程は、定款第24条第3項の定めに基づき、役員報酬及び費用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 役員とは、定款第19条第1項及び第2項に定める役員をいう。

2 常勤役員とは、専務理事をいう。

3 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。

4 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されたものとする。

5 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。

(役員報酬等の支給)

第3条 本会は、常勤役員職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

2 非常勤役員には報酬等は支給しない。

3 常勤役員報酬は月額とする。

4 常勤役員には、毎年7月及び12月に役員賞与を支給する。

5 常勤役員退職に当たっては、その任期に応じて第6条に規定する退職金を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 本会の常勤役員報酬月額及び賞与は、別表第1の「常勤役員報酬月額及び役員賞与」のとおりとし、会長が総会の承認を得て、決めるものとする。

(報酬の支給日及び支払方法等)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

2 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義

の金融機関口座に振り込むことができる。

- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給することができる。

(退職金)

第6条 退職金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤役員に対する退職金は、別表第2の「退職金基準」により得られた額とし、会長が総会の承認を得て、決めるものとする。

(費用)

第7条 本会は、常勤役員及び定款第19条第1項ただし書きに定める監事が職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

別表第1「常勤役員の報酬月額及び役員賞与」(第4条関係)

(1) 報酬月額

- ・専務理事 15万円～25万円までの範囲

(2) 役員賞与

- ・専務理事の賞与額

算定方式 給料月額×支給月数

支給月数 3か月～5か月

別表第2「退職金基準」(第6条関係)

算定方式 給料月額×支給率×在任月数／12

支給率 在任期間4年までの者については 40／100

在任期間4年超の者については 50／100